

収 入

印 紙

業 務 委 託 契 約 書

1 業 務 名	こども子育て複合施設整備事業に係る設計・監理業務
2 履 行 場 所	大阪狭山市西山台三丁目2番1号
3 履 行 期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
4 業 務 委 託 料	¥, -
	うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥, -
5 契 約 保 証 金	

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

氏 名 大阪狭山市長 古 川 照 人 印

受 注 者 住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（要求水準書、諸室の要求水準書、実施要領、及び提出された質問に対して市が公表した回答結果、その他閲覧に供した図書をいう。以下同じ）及び受注者の技術提案書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とするこの契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 基本設計業務
- (2) 実施設計業務
- (3) 工事監理業務
- (4) その他これらに付随する業務

3 前項に定める業務の詳細は、別紙「要求水準書」のとおりとする。

4 受注者は、契約書記載の業務を契約書記載の履行期間内に完了しなければならない。

5 業務を完了するために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

9 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

10 この契約の履行に関して発注者と受注者間との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

11 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

13 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(業務従事者等届の提出)

第2条 受注者は、契約締結後遅滞なく、業務の管理を行う業務従事者等（業務従事責任者、業務従事者等）を定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(業務委託料内訳書及び業務履行計画表の提出)

第3条 受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、業務委託料内訳書（以下「内訳書」という。）及び業務履行計画表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし発注者が必要としない場合は、この限りでない。

2 内訳書及び業務履行計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約保証金)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、業務委託料の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。ただし、第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と

認める金融機関の保証

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

(3) 大阪狭山市財務規則（昭和59年大阪狭山市規則第2号）第136条第3項第3号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請の提出があったとき。

(4) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約者が、契約を確実に履行するものと認められるとき。

(5) 国、他の地方公共団体又は公益的法人と契約するとき。

3 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利又は義務の譲渡等）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 受注者は、業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、第三者に委任し、又は請け負わせた場合、発注者に対し、当該第三者の受任又は請け負いに基づく行為全般について責任を負うものとする。

（受任者等の通知及び誓約書の提出）

第7条 発注者は、受注者に対して、受任者又は下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2 受注者は、受任者又は下請負人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（大阪狭山市暴力団排除条例（平成25年大阪狭山市条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めるものについては、この限りでない。

3 受注者は、入札参加停止の措置を受けている者（民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしたことにより入札参加停止の措置を受けたものを除く。）及び入札参加除外の措置を受けている者並びに第23条第12号に該当する者を受任者又は下請負人としてはならない。

4 受注者が入札参加除外の措置を受けた者又は第23条第12号に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

5 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、そ

の使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（報告等）

第9条 発注者は、必要があるときは、受注者に対し、業務の履行状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

2 受注者は、前項の要求又は指示を受けたときは、これに応ずるものとする。

（業務内容の変更等）

第10条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議して、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して書面をもって定めるものとする。

（業務の中止）

第11条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができない事由により、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときに必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第12条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の請求があつた場合において、履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みのあるときは、履行期間の延長を認めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して書面をもって定めるものとする。

（発注者の請求による履行期間の短縮等）

第13条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第14条 受注者は、業務の履行に関し第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、業務の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（業務完了の報告、検査及び引渡し）

第15条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知するものとする。

- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に給付の完了の確認のため検査を行うものとする。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、発注者の再検査を受けるものとする。
- 4 前項の補正の完了及び再検査の場合においては、第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該給付に係る成果品を発注者に引渡すものとする。

（業務委託料の支払）

第16条 受注者は、前条第2項に規定する検査に合格し前条第5項に規定する引渡しを完了したときは、書面をもって業務委託料の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項により適法な支払請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受注者に支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、第2項（次条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れたときは、未支払金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を受注者に支払わなければならない。

（一部完了部分の引渡し等）

第17条 業務の一部が完了し、かつ可分のものであるときは、発注者は、当該部分についての引渡しを、受注者は、当該部分に対する業務委託料相当額を請求することができる。

- 2 前項の場合においては、第15条及び前条の規定を準用する。

（第三者による代理受領）

第18条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第16条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第19条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額とする。

（契約不適合責任）

第20条 発注者は、引き渡された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、その修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求するこ

とができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第21条 発注者は、業務が満了するまでの間は、次条又は第23条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、この契約を履行しないとき。
- (2) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) この契約を履行する場合において、発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務を妨げたとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条の規定に違反して、この契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (8) この契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。
- (9) 第25条の規定によらないでこの契約の解除の申し入れがあったとき。
- (10) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

- (11) 第7条第4項の規定により、発注者から委任又は下請契約の解除を求められた場合において、受注者がこの求めに応じなかったとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は目的物の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は目的物の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第2条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったときは、書面をもって発注者に通告することによって、この契約を解除することができる。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

（解除に伴う措置）

第26条 発注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分の検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。

(1) 第20条第1項に規定する契約不適合があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する日までに発注者に支払わなければならない。

(1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。

- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法の規定により選任された再生債務者等
- 4 第2項に規定する場合（第3項の規定により、第2項第2号に該当するとみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた損害額が第2項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する日までに支払わなければならない。
- 5 第1項及び第2項の場合（第3項の規定により、第2項第2号に該当するとみなされた場合を含む。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項及び第2項の損害賠償金及び違約金に充当することができる。
- 6 受注者は、この契約により、発注者に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を発注者の指定する期限内に納付しないときは、指定期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対して年3パーセントの割合で算出した金額を遅滞料として併せて発注者に納付しなければならない。

（契約不適合責任期間）

第28条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、発注者が成果物の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（守秘の保持）

第29条 受注者は、業務の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

3 受注者は、成果品（設計業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

（情報通信の技術を利用する方法）

第30条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、関係法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第31条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 〃 , 〃 ー

年度 〃 , 〃 ー

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 〃 , 〃 ー

年度 〃 , , ー

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(補則)

第32条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

（別記）個人情報の取扱いに関する特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する「個人情報」をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法令等（特定個人情報を取り扱う者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等を含む。）及び個人情報保護委員会が定める個人情報に関するガイドラインを遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、本業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

（収集の制限）

第3条 受注者は、本業務を履行するために個人情報を収集するときは、本業務の当該の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

第4条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による本業務において利用する個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託）

第5条 受注者は、本業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、本業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に申請し、その承認を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手續及び方法について書面で具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して本業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第6条 受注者は、本業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本業務に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 受注者は、本業務を履行するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（責任体制の整備）

第8条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第9条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により発注者

に報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受注者は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受注者は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第10条 受注者は、個人情報を取扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、本業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は、作業責任者及び作業従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

(教育の実施)

第11条 受注者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他本業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

- 2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。
- 3 受注者は、本業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(個人情報の適正管理)

第12条 受注者は、本業務において利用する個人情報を保持している間は、各種の安全管理措置を講じるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (5) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (6) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (8) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (9) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故につながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(受渡し)

第13条 受注者は、発注者受注者間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行った上で、発注者に個人情報の預り証を提出しなければならない。

(事故時の対応)

第14条 受注者は、本業務の履行に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、本業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、本業務の終了時に、本業務において利用する個人情報について、発注者の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 受注者は、本業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、本業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、本特記事項に関連する本業務の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第17条 受注者の故意又は過失により、発注者に対する損害を発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第18条 受注者は、発注者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び実地調査)

第19条 発注者は、本業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、必要があると認められるときは、受注者及び再委託先に対して、随時、監査又は実地調査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本業務の処理に関して必要な指示をすることができる。